

医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドラインの補足資料

検体採取に関する研修資料として、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」が示されました。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)

このガイドラインの2ページ目、3. 事前準備（連携医療機関の確保）において、「検査実施施設は、連携医療機関との協議により検査実施後の対応について事前に定めておきます。」とされていますが、静岡県内の施設については、検査実施後の受診先医療機関の連絡先（特定の医療機関がない場合は、静岡県受診相談センターの連絡先）をあらかじめ確認しておき、検査実施後速やかに受診できる体制がとれていれば、医療機関との協議は必要ありません。

（このことについては、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部に確認済みです。）

また、ガイドラインの4ページ目の（施設内マニュアルの作成）について、別添のとおりマニュアル例をお示ししますので、御活用ください。

施設の職員等に体調不良が認められた場合は、まずは医療機関への受診を検討することを徹底していただき、事情によりただちに受診できない場合は、検査後に医療機関を受診することを前提に抗原簡易キットによる検査を実施してください。

静岡県新型コロナウイルス対策課長